

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 の訂正について

令和 4 年 6 月 10 日

文部科学省による数値の訂正があったため、以下のとおり訂正します。

【概要】

- P. 3 II 女性の登用目標達成にむけて ～「第 5 次男女共同参画基本計画」の着実な実行～
(6) 教育分野：校長、教育委員会等
○教育委員会等における女性登用の推進

正	誤
女性教育委員のいない <u>62</u> 教育委員会について、その要因を調査検討し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえた登用を促進	女性教育委員のいない <u>64</u> 教育委員会について、その要因を調査検討し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえた登用を促進

【本文】

- P. 11 II 女性の登用目標達成にむけて ～「第 5 次男女共同参画基本計画」の着実な実行～
(6) 教育分野：校長、教育委員会等
○教育委員会等における女性登用の推進

正	誤
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を令和 7 年までに 0 にする目標を掲げているところ、この目標を達成するため、女性の教育委員のいない <u>62</u> の教育委員会(令和元年時点)について、女性の教育委員が登用されていない要因を調査検討し、任命権者である都道府県知事及び市町村長に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項の趣旨を十分に踏まえ女性の教育委員を登用するよう促す。【文部科学省】	都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数を令和 7 年までに 0 にする目標を掲げているところ、この目標を達成するため、女性の教育委員のいない <u>64</u> の教育委員会(令和元年時点)について、女性の教育委員が登用されていない要因を調査検討し、任命権者である都道府県知事及び市町村長に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項の趣旨を十分に踏まえ女性の教育委員を登用するよう促す。【文部科学省】